

I. 各資格の概要とその取得方法

1-1 図書館司書（以下、司書という）について

(1) 担当教員からの概要説明

社会の急激な変化に伴い、図書館も地域の知の拠点として大きな変化を求められている。2009年2月の文科省「これからの図書館の在り方検討協力者会議」による報告書『司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について』では、「司書が、地域社会の課題や人々の情報要求に対して的確に対応できるよう、図書館に関する基礎的な知識・技術とともに、問題解決を支援するための行政施策・手法や図書館サービスの内容と可能性を理解することが必要である」と述べられている。

このように、これからの図書館司書は、図書館資料の専門家としてだけでなく、地域に根ざした課題解決や学習支援の専門家としての資質をよりいっそう求められると言ってよい。

一方、図書館に関わる仕事のあり方も多様化しつつある。従来、公共図書館に就職するためには、自治体職員となり、資格の有無を考慮しつつ、図書館に配属される例がほとんどであったが、指定管理者制度の導入などにより、大手書店や図書館流通業者、NPO等に就職してから図書館で働く例も増えてきた。もちろん、少ないながらも専門職として「司書」採用を行っている自治体もある。私立大学図書館の場合、大学職員として採用し、図書館に配属するところが多いが、司書として別枠で募集する大学もある。博物館付属図書館や専門図書館、企業団体などの資料室にも司書の仕事がある。さらに、高校だけではなく、小中学校でもいわゆる「学校司書」を採用する自治体が増えてきた。決して、専門職としての司書の働く環境が整っているとは言えないが、司書の知識や技能が必要とされる職場が増えつつあるのは確かであろう。

なお、上述の文科省の方針により、2012年度より司書課程のカリキュラムが大きく変わっている。しかし、2011年度以前入学者については旧カリキュラム体系で履修することになっている。旧カリキュラムの科目は2014年度末にすべて廃止された。よって、2011年度以前入学者で未修得科目がある場合は、新カリキュラム科目の修得により旧カリキュラムの科目を修得したものと読み替えるため、修得すべき科目が増えることとなる。履修要綱を確認しながら、十分に注意して、履修を進めてほしい。

(2) 資格取得について

司書の資格を得るには、図書館法で「大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修したもの」と定められています。したがって、資格取得希望者は大学を卒業して学士を得るとともに、下記（4）に記載の課程表の科目の単位を修得しなければなりません。

(3) 資格取得手続方法

前記(2)の要件を満たした者で、希望する者には法政大学が司書資格単位修得証明書を交付します。交付申請方法は他の証明書（卒業証明書等）と同じです。

(4) 課程表

2012年度より、図書館法施行規則の一部改正に伴い、課程表及び科目が変更になりました。入学年度等によって適用になる課程表が異なります。以下の「(4)－1 新課程表適用者」または「(4)－2 旧課程表適用者」のどちらに該当するかを必ず確認してください。該当する課程表に従って履修してください。

(4)－1 新課程表適用者

以下①～⑤のいずれかの該当者。

- ① 2012年度以降入学生（学部生・院生）
- ② 2012年度以降編入学生・学士入学生
- ③ 2011年度以前入学の大学院生のうち、司書資格の未修得科目がある者
- ④ 司書資格の未修得科目がある科目等履修生
- ⑤ 2012年度以降復学・復籍者

【新課程表】

法令上の科目名 (新)	授業科目名 (新)	単位	履修	読み替え (授業科目名 (旧)) 2011年度末までに以下の旧科目を修得済みの場合、 同一の行「授業科目名 (新)」に記載の新科目を修得済み と読み替える (みなす)。その場合、当該新科目の修得は 不要。
生涯学習概論	生涯学習入門Ⅰ (注)	2	必修	生涯学習入門Ⅰ
	生涯学習入門Ⅱ (注)	2	必修	生涯学習入門Ⅱ
図書館概論	図書館情報学概論Ⅰ	2	必修	図書館・情報学概論
図書館情報技術論	図書館情報学概論Ⅱ	2	必修	読み替え科目なし
図書館制度・経営論	図書館制度・経営論	2	必修	図書館計画・経営論
図書館サービス概論	図書館サービス概論	2	必修	
児童サービス論	児童サービス論	2	必修	
情報サービス論	情報サービス論	2	必修	情報サービス論
情報サービス演習	情報サービス演習	4	必修	①図書館特講, ②情報サービス論, の2科目修得
図書館情報資源概論	図書館情報資源概論	2	必修	図書館資料論Ⅰ
図書館情報資源特論	図書館情報資源特論	2	必修	図書館資料論Ⅱ
情報資源組織論	情報資源組織論	2	必修	資料組織論
情報資源組織演習	情報資源組織演習	4	必修	資料組織演習
図書館基礎特論	図書館演習	4	必修	読み替え科目なし (※)
図書館総合演習				

(※) 旧課程の「図書館・情報学概論」及び「図書館特講」の2科目を修得済みの場合は、「図書館演習」を履修する必要はありません。「図書館・情報学概論」及び「図書館特講」の両科目を履修すると、法令上の司書となる資格を得るために必要な科目のうち、図書館法施行規則に定める「乙群科目」（本学の場合は、新課程表の「図書館演習」がこれに該当する）を履修したとみなされるためです。

[キャリアデザイン学部生へ]

(注) 2012年度以降入学生は名称が異なります。「発達・教育キャリア入門C (生涯学習入門Ⅰ)」, 「発達・教育キャリア入門D (生涯学習入門Ⅱ)」を履修してください。

(4)－2 旧課程表適用者

以下①又は②のいずれかに該当する方。ただし、在学中に司書科目をすべて修得し、法政大学（学部）を卒業することが条件です。司書科目を取り残した状態で法政大学（学部）を卒業・退学した場合、「新課程表」が適用となり、修得すべき科目が増えます（その場合、2012年度以降に修得した旧科目は無効となり、読み替え不可となる）。

- ① 2011年度以前入学の学部生
- ② 2012年度以降の転部・転科・転籍生

【旧課程表】

旧課程表の旧科目は2014年度末（2015年3月末）に廃止しました。2015年4月以降に旧課程表の未修得科目がある場合は、旧課程表が適用されますが、新課程表の新科目の修得により旧課程表の旧科目を修得したものと読み替えます（修得すべき科目が増えます）。そして、旧課程表の全科目（読み替え科目含む）を修得して本学を卒業すれば、資格を取得できます。

なお、旧課程表の科目（読み替え科目含む）を修得しきらずに卒業・退学した場合、2012年度以降に修得した旧科目はすべて無効となります（読み替えも不可）。この場合、司書資格を取得するためには、新課程表に基づき、新課程表の科目をすべて修得することが必要となります。

備考 法令上の科目名 (旧)	本学の授業科目名 (旧)	単位	履修	読み替え（本学の授業科目名（新）） 2015年度以降、未修得の旧科目がある場合、 以下の新科目修得により、同一の行「本学の授業科目名 (旧)」に記載の旧科目を修得済と読み替える（みなす）。
生涯学習概論	生涯学習入門Ⅰ	2	必修	生涯学習入門Ⅰ
	生涯学習入門Ⅱ	2	必修	生涯学習入門Ⅱ
情報検索演習	図書館特講	4	必修	情報サービス演習
図書館概論	図書館・情報学概論 (注)	4	必修	図書館情報学概論Ⅰ
図書館経営論 図書館サービス論 児童サービス論	図書館計画・経営論	4	必修	①図書館制度・経営論、②図書館サービス概論、 ③児童サービス論、の3科目修得
情報サービス概説 レファレンスサービス演習	情報サービス論	4	必修	①情報サービス論、 ②情報サービス演習、の2科目修得
図書館資料論	図書館資料論Ⅰ	2	必修	図書館情報資源概論
専門資料論	図書館資料論Ⅱ	2	必修	図書館情報資源特論
資料組織概説	資料組織論	2	必修	情報資源組織論
資料組織演習	資料組織演習	2	必修	情報資源組織演習
乙群科目	①図書館特講、 ②図書館・情報学概論、 の2科目未修得（※）	4 4	必修	図書館演習（※）

(※) 旧課程の「図書館特講」と「図書館・情報学概論」の2科目を未修得の場合は、新課程の「図書館演習」を修得してください。「図書館演習」を修得しないと、法令上の司書となる資格を得るために必要な科目のうち、図書館法施行規則に定める「乙群科目」を履修したとみなされず、資格が発生しません。

(注) キャリアデザイン学部生（2007～2011年度入学生）は、「図書館情報学Ⅰ・Ⅱ」です。

(4)－3 【注意事項】1997年3月以前に図書館司書科目を一部履修済みの方へ

1997年4月から図書館法施行規則の一部変更により新課程へ移行し、2000年3月までで1997年3月以前に履修済みの図書館司書科目の読み替え（みなし）措置は消滅しました。よって、1997年3月以前に履修した科目について、同名の科目であっても再度履修しなければならないので注意してください。

1-2 学校図書館司書教諭（以下、司書教諭という）について

(1) 担当教員からの概要説明

司書教諭とは「学校図書館の専門的職務を掌る」教諭である。司書教諭は、いわゆる「学校司書」や「司書」とはまったく異なる職種であることに注意してほしい。司書教諭は司書や学校司書とは異なり、教員免許を取得しなければならない。また、その職務も一部の例外を除いてほとんどの場合、専任ではなく他の教科との兼務となる。一方、学校司書とは、学校図書館についての「専門的な知識・経験を有する学校図書館担当事務職員」であり、制度上の資格や業務の定め、設置根拠は特に存在しない（文科省資料より）。学校司書がいる学校では、学校司書と協力しながら、学校図書館の運営を行いつつ、「探究学習」などの学校図書館を活用した教育活動を組織していくことになる。

学校図書館法によれば、12学級以上の学校には必ず司書教諭を置かなければならないことになっている。そのため、教科の教諭免許の取得を目指すものはぜひ司書教諭の資格の取得をおすすめしたい。学校図書館は学校教育の要であり、司書教諭課程科目の履修は、司書教諭になるために必要であるだけでなく、すべての教科の教職に不可欠な学習となるだろう。

(2) 資格取得について

司書教諭の資格を得るには、「司書教諭は、教諭をもって充てる場合において、当該教諭は司書教諭の講習（大学に於いて講習に相当する科目の単位を習得している場合は講習が免除される）を修了した者でなければならない」と定められています。したがって、司書教諭となるためには、教員免許状を必要とします。また、下記（4）に記載の課程表の科目の単位を修得しなければなりません。

(3) 資格取得手続方法

前記(2)の要件を満たした者で、東京学芸大学および文部科学省に手続きをした者に対し、次年度の3月末頃、文部科学省が「司書教諭講習修了証書」を交付します。

「司書教諭講習修了証書」の交付申請手続きは、進級または卒業発表日から学位授与式までの間に教職・資格担当で受け付けます。申請の対象者は、大学に3年以上在学する者で62単位以上（教職・資格科目を含まない）を修得し、司書教諭課程の単位を全て修得した者に限ります（3年生から申請の対象になります）。司書教諭課程の単位を修得した者は必ず手続をしてください。申請しない場合、「司書教諭講習修了証書」は発行されません。なお、「司書教諭講習修了証書」の申請は現課程のみとなります。**「司書教諭講習修了証書」を取得しなければ、司書教諭の資格を取得したとはみなされません。**

(4) 課程表（2013年度より、一部科目が変更）

授業科目名	単位	履修	備 考
学校経営と学校図書館	2	必修	
学習指導と学校図書館	2	必修	
学校図書館メディアの構成	2	必修	2013年度より科目変更。2012年度以前に、「図書館資料論Ⅰ」及び「資料組織論」の計2科目を修得済みの場合、「学校図書館メディアの構成」の履修は不要。★
読書と豊かな人間性	2	必修	
情報メディアの活用	2	必修	

★2012年度末までに、旧科目「図書館資料論Ⅰ」及び「資料組織論」の2科目を未修得の場合は、新科目「学校図書館メディアの構成」を修得してください。なお、2013年度以降に、旧科目「図書館資料論Ⅰ」や「資料組織論」を修得したとしても、司書教諭の科目としては無効です。